平成２５年（フ）第１１２号
広島県三原市本郷南６丁目16番35号
債務者　柴田　千明
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
広島県三原市本郷南６丁目16番35号
債務者　仲伏　由利（旧姓桃北）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
山口県下関市関西本町３番35号
債務者　井上　明俊
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
徳島県阿南市柳島町蛭子裏29番地２
債務者　山本　国義
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第６６号
愛媛県宇和島市寿町２丁目５番１号　ＫＯＴＯＢＵＫＩビル202号
債務者　芳谷　将史
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１１１号
鹿児島県霧島市国分台明寺757番地
債務者　地主園六男
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
北海道標津郡中標津町西１条南２丁目３番地１
債務者　室崎　杏奈
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第３６号
北海道標津郡中標津町大通南４丁目１番地１遠藤アパート202
債務者　今井　　亨
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１０５号
釧路市新富士町２丁目７番７号
債務者　ワイ・エス・システムこと　山名田節夫
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１９６号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉２丁目２番26―101号
債務者　本間　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１９４６号
横浜市鶴見区生麦３―４―25、住民票上の住所横浜市鶴見区尻手１丁目９番２号
債務者　吉澤　直也
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７９号
神奈川県鎌倉市台1761番地
債務者　石川　　賢
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３３号
横浜市神奈川区子安台２丁目９番16号　コーポ子安台Ⅲ・201号
債務者　菅原奈緒子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８９号
東京都八王子市長房町520番地都営長房南アパート64号207
債務者　吉田　敏彦
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５８号
北海道帯広市南町東１条５丁目２番地１　東官舎７－５－６
債務者　花村美佐江（旧姓吉村・高倉）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１１４号
東京都八王子市宮下町462番地さくら八王子ハウス205号
債務者　永松　幸広
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部